

特殊車両通行許可申請手続における留意点

平成30年9月

国土交通省 北海道開発局

札幌開発建設部 特定公物管理対策官

目次

申請内容の補正対応について	2
【ケース1・2】申請書の付属書類①・②	3～4
【ケース3】申請区分（新規・変更・更新）の選択	5
【ケース4】各車種毎の包括申請	6
【ケース5】申請提出前の「簡易算定機能」の活用	7～12
【ケース6】車両諸元の情報入力	13～23
【ケース7・8】出発地・目的地の情報入力①・②	24～25
【ケース9】未収録路線名の入力	26
【ケース10】バラ積み貨物の積載における隣接軸重	27
【ケース11・12】その他事項	28
手数料について	29
申請に係るお問い合わせ先など	30

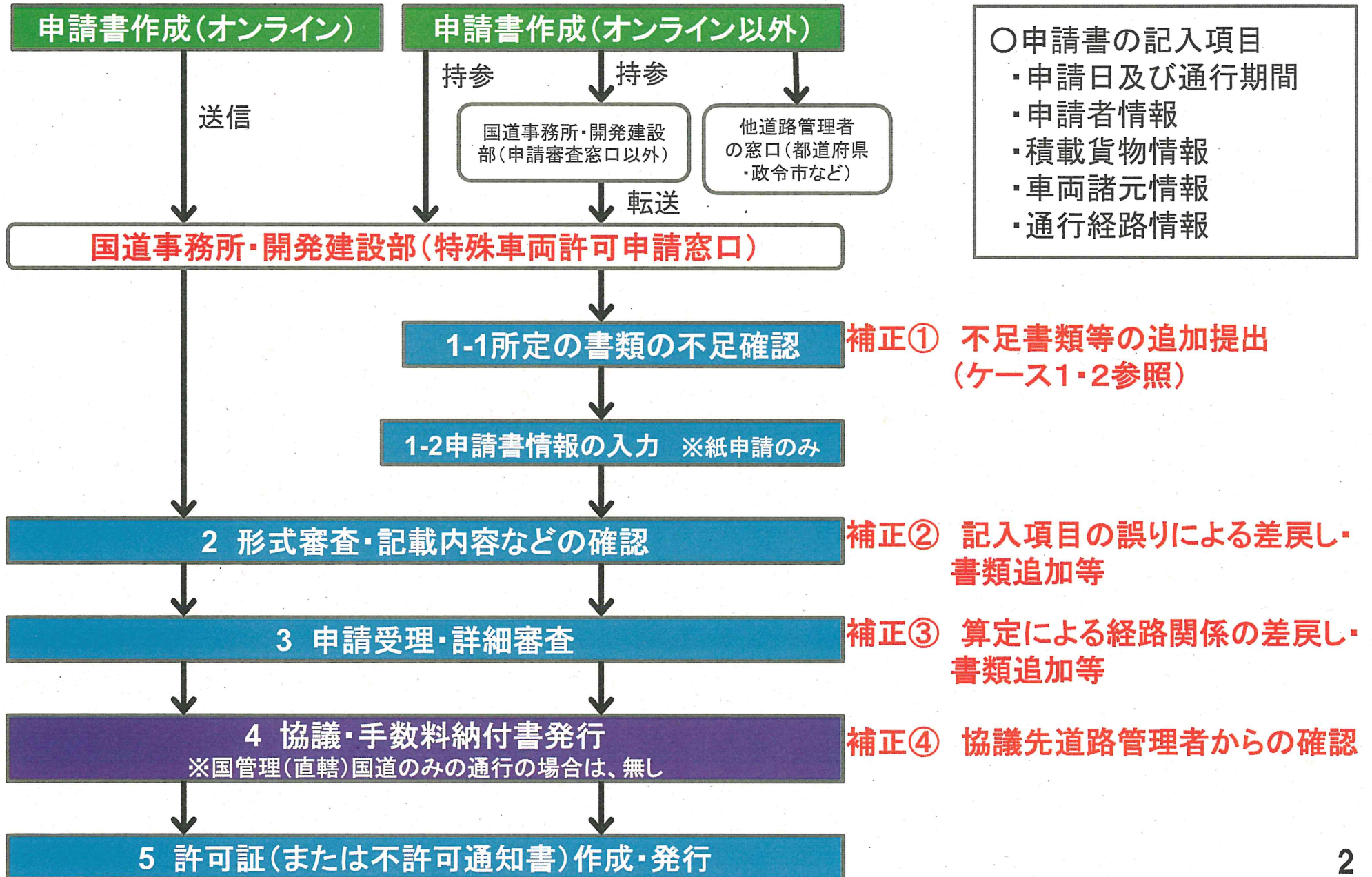
【注意】

本説明で用いた資料や取り扱い等については、平成28年8月時点での道路関係法令通達等に基づくものですが、法令通達等に定めのない細部に係る事務処理もあります。

これらについては、事務処理の簡便化等の観点から、北海道開発局独自に行っているものもあるため、将来の法令通達等の改正や、全国的な細部の事務見直し等により、今後変更されることがあり得ます。あらかじめご承知置き願います。

申請内容の補正対応について

特殊車両通行許可申請・審査の流れ



申請書の付属書類①

ケース1: 車検証・電子媒体などの付属書類が添付されていない

【申請時の留意点】

- ・ 窓口提出前に必ず書類が揃っているか確認して下さい。
- ・ 車検切れの車両については、オンライン申請の場合でも新しい車検証（写）の添付が必要です。
- ・ 電子申請書作成システムで作成した場合は、CD-R(W)やDVD-R(W)の電子媒体でデータも併せて提出願います。（審査終了後お返しします。なお、USBメモリ、FD及びMOディスクでの提出は受け付けておりません。）

○付属書類一覧（車両の通行の許可の手続等を定める省令第6条など） ※平成27年3月31日通達改正

	書類名 【通達等における様式番号】	道路管理者への 提出部数	オンライン申請の場合 【特殊車両通行許可システム】
1	特殊車両通行許可(認定)申請書【省令別記様式第1】	1	システム内で作成
2	車両内訳書【要領別記様式1】	1	システム内で作成
3	車両の諸元に関する説明書【課長通達別記様式第1・第1の2】	1	システム内で作成
4	通行経路表【課長通達別記様式第2】	1	システム内で作成
5	通行経路図	1	システム内で作成 ※ただし、未収録区間等、システム内で作成できない区間のみ(注1)
6	自動車検査証の写し	1	原則不要 ※ただし、道路管理者からの求めがあったとき(注1)
7	一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書面	当該許可を受けている場合のみ	(注1)
8	軌跡図	超寸法車両のみ	(注1)
9	フレキシブルディスク等	1	不要
10	その他道路管理者が許可を行うにつき必要と認めるもの(注2)	必要に応じて添付	(注1)

(注1) 申請データの送信時に当該資料をスキャン等で電子化して添付願います

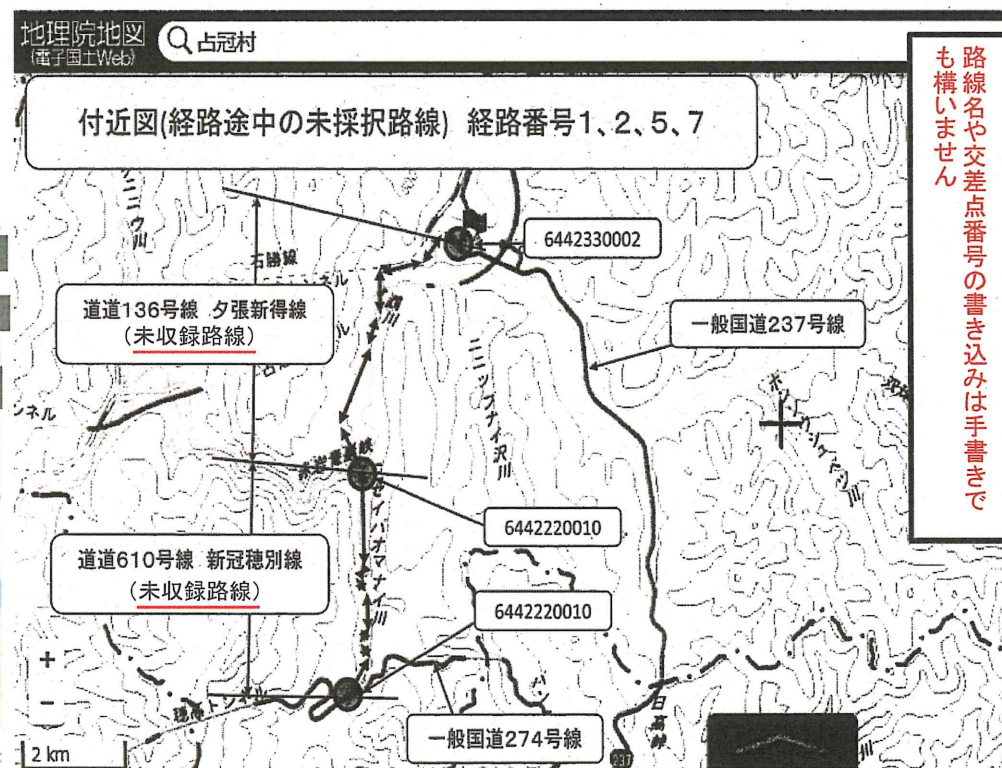
(注2) 超寸法申請の場合や、協議先道路管理者からの依頼等により必要となる場合があります(以下一例です)

- ・ 通行計画書及び理由書(超寸法車両)・四面図や荷姿図など、積載状態における車両諸元がわかる資料
- ・ 応力計算書(D条件を超過する車両で、橋梁等の補強が必要となる場合)
- ・ 適合証明書(ホイール等)など・・・

ケース2: 未収録路線に係る「付近図」の添付

【申請時の留意点】

- 審査の迅速処理（確認・補正時間短縮）のため、出発地、目的地、中間経路に未収録路線が含まれている場合は、その場所及び10桁の交差点番号を記入した「付近図」の添付をお願いしています。ご理解とご協力をお願いいたします。



申請区分(新規・変更・更新)の選択

ケース3:更新・変更の申請区分が誤っている・内容が確認できない

【申請時の留意点】

①更新申請 → 経路・許可車両の変更が全くない場合のみ。

・許可期間以外で前回の許可証と異なる項目がある

(出発地・目的地の場所、途中経路、重量・寸法、車両の台数・ナンバーなど)

→差戻すので、改めて期間以外の変更が必要か確認の上、変更がある場合は申請区分を変更に直して、変更となった箇所や内容を整理・明示して再提出してください。

・申請時点で許可期間が切れている

→差戻すので、新規で付属書類を添付し再提出して下さい。※申請後に期間満了したものは除く

②変更申請 → 車両交換(車種変更無)・車両台数の減・経路変更・申請者情報変更(会社名等)のみ。

・変更箇所が不明で確認できない

→変更内容がプルダウンメニューに無いor複数該当する場合、「その他」を選択して、「具体的な変更事由」及び「前回許可証の許可番号」の情報提供をお願いします。

・更新時期が到来していないのに、変更と併せて許可期間も更新している

→既許可を超える期間があるため、全経路分の審査が必要となり手数料が発生します。(下記例を参照願います。)

例：H29.10.1～H31.9.30までの許可で、H30.8.1に1経路の変更申請。

申請書記載の許可期間が

・H30.9.1～H31.9.30(前回許可期間の範囲外なし) → 変更経路のみの審査・協議で終了

・H30.9.1～H32.8.31(// 範囲外あり) → 全経路の審査・協議を実施

(H31.10.1～H32.8.31の期間が、前回の審査・協議対象外のため)

各車両ごとの包括申請

ケース4:一つの申請で、異なる車種のセミトレーラが混ざっている

【問題点】

- ・ 包括申請によることが出来るものは、「車種（軸種及び型式が同一のもの）」「積載貨物」「通行経路」「通行期間」の4つが同一であることが必要。
- ・ 一方、車種選択で「一般セミトレーラ（その他）」を選び、異なる車種や貨物を一緒にして申請した場合、確認・差戻しに時間を要している。



【申請時の留意点】

- ・ 複数車種の混在した包括申請は差戻します。車種毎に申請を分割してください。

住所(〒日番地)	北8条西2丁目
住所(ビル名)	札幌第1合同庁舎
電話番号	市外局番 局番 番号
申請担当者	車種を選択してください
部署名	トラック
担当者名(漢字)	建設機械類
電話番号	一般セミトレーラ(バン型)
FAX番号	一般セミトレーラ(タンク型)
メールアドレス	一般セミトレーラ(幌枠型)
申請車両	一般セミトレーラ(コンテナ型)
申請車種	一般セミトレーラ(自動車運搬用)
事業区分	一般セミトレーラ(あおり型)
申請車両台数	一般セミトレーラ(スタンション型)
	一般セミトレーラ(船底型)
	一般セミトレーラ(その他)
	重セミ
	海上コンテナ(8'6)
	海上コンテナ(9'6)
	海上コンテナ(その他)
	ポルトレーラ
	フルトレーラ(バン型)
	フルトレーラ(タンク型)
	フルトレーラ(幌枠型)

※申請を行う担当者の情報を入力

※申請車種を変更した場合は必ず

◎左記(新規開発車両、新規格車)

レーラ 台

【参考】車種区分の定義

(S53.12.1道路局長通達「車両の通行の制限について」抜粋)
 第二(四)3 特殊な車両の通行の許可に係る複数の車両について、その車種、積載貨物、通行経路及び通行期間が同一である場合においては、それらの車両について、それぞれ申請書を提出させることを省略し、1の申請書により申請させることができること。

(S53.12.1道路交通管理課長通達「特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について」抜粋)

1(4) 申請書の車種区分欄の記入は以下の区分によること。(中略)
 なお、次に該当するものは()書で付記すること。

(イ)新規 (ロ)適合 (ハ)バン (ニ)タンク (ホ)幌枠 (ヘ)コンテナ (ト)車運搬

(7) (中略) 包括申請において同一の車種とは、車両の諸元に関する説明書に例示してある車種区分によるものとし(以下略)

包括申請は合成車両で審査するため、同一車種でも条件の悪いトレーラが許可条件となるため、個別に申請するより条件が厳しくなったり、不許可になる場合があります

上図: 申請支援システムの入力画面

申請提出前の「簡易算定機能」の活用

ケース5: 申請された経路上に、通行不可の箇所が含まれている

【問題点】

- ・実際に通行不可であるか（迂回路の有無含め）確認することとなり、その分審査時間が余分に掛かってしまう。
- ・道路管理者間協議も含めた審査の結果、通行不可となる可能性が高い。



【申請時の留意点】

- ・申請書の作成時・提出前に「簡易算定機能」により、通行可否、指定方向外進行不可、一方通行、夜間通行（重量D）区間の有無などを確認してください。（算定結果を踏まえた上で、ルート選定することをお勧めします）通行不可がある場合、差戻します。
- ※通行不可の場合、迂回路等を作成して再提出願います。
- ※指定方向外進行不可、一方通行ルートについては、経路を往復にすると不可が出ますので片道・片道への経路作成が必要です。（手数料は変わりません）

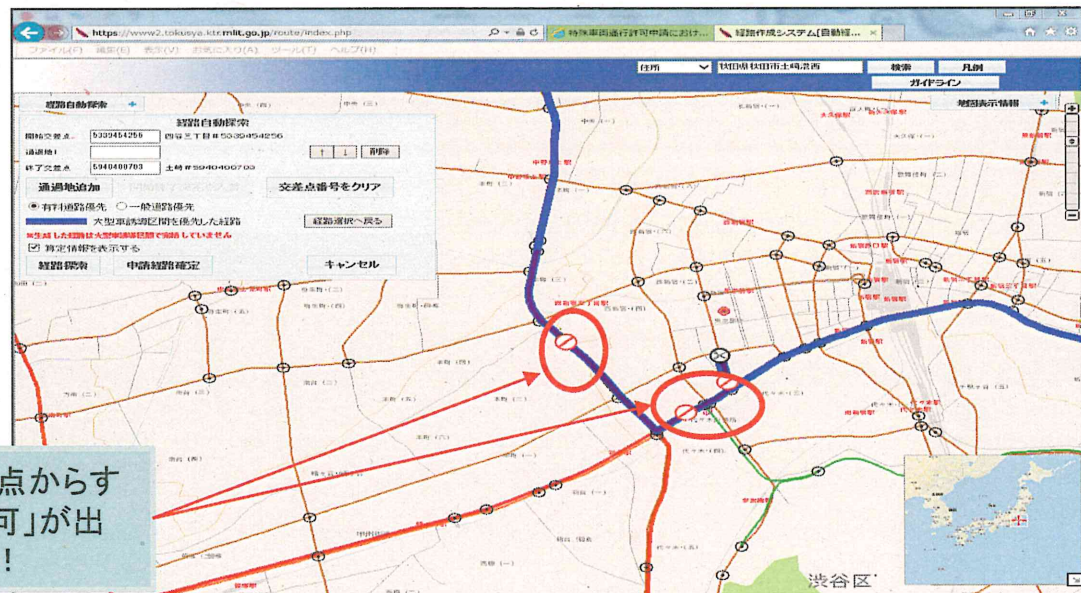
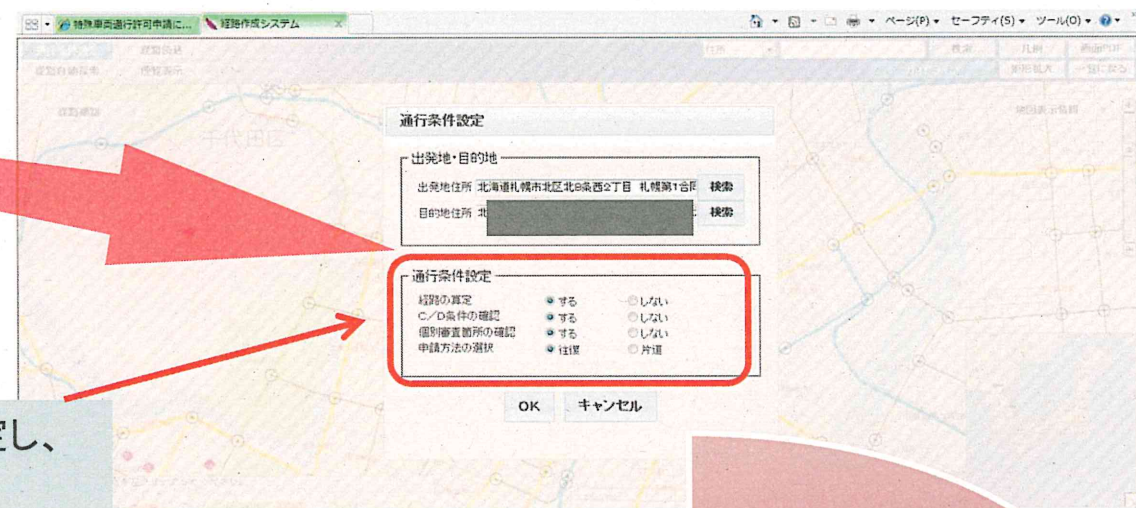
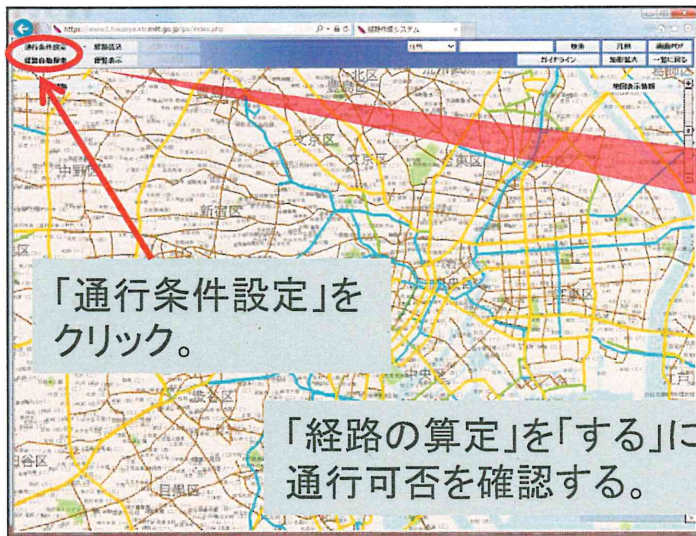
算定のやりかたがいまいちわからない...

次のページからは簡単な確認方法を
記載しています！



【簡単な確認方法】

○「デジタル地図経路作成システム」で通行条件を設定する場合(オンライン申請・デジタル地図使用)



経路を設定すると...

○オンライン申請PRサイトから算定機能のみ利用する場合（オンライン申請の場合）

申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力には、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力
※以前がシステム入力した未登録道路については、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0012058976

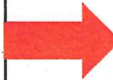
申請書情報入力
積載貨物情報入力
車両情報入力

デジタル地図 交差点番号 経路情報入力

申請書作成予約登録

保存終了

①申請データ作成



申請支援システム

申請データ作成
申請書作成状況一覧
積載貨物状況一覧
経路図作成状況一覧
担当者変更
申請書提出
申請状況照会
ETC2.0簡易化制度利用登録

②申請データ一覧を見る



申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
申請データを国道事務所へ提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は14日です。作成完了から14日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロード

申請情報入力後に遷移する「申請書作成予約登録」画面から算定結果をダウンロードできます。

申請番号	申請書作成予約受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作
	平成27年08月28日 09時25分	作成完了	平成27年08月28日 09時25分		申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請データ <input type="button" value="ダウンロード"/> <input type="button" value="提出"/> 算定結果 <input type="button" value="ダウンロード"/> 申請書 <input type="button" value="ダウンロード"/>

○オンライン申請PRサイトから算定機能のみ利用する場合（FD申請の場合）

① ここをクリック。

② 作成したbinデータを読み込ませる。

③ ここをクリック。

④ 算定予約が完了。申請番号、アクセスキーをメモする。

⑤ ④を入力する。

⑥ ここをクリック。

⑦ 算定完了。ここから算定が確認できます。

国土交通省 特殊車両通行許可オンライン 特殊車両通行許可システム

本サイトでは、インターネットを利用した特殊車両通行許可申請について紹介しています。新規登録後すぐ利用でき（ユーザーID・パスワードの取得は無料です。）、風の窓口に向くこと無く会社や自宅から申請データをいつでも提出できます。是非とも、ご利用ください！

はじめにお読みの上、新規利用登録を行い、ユーザーID・パスワードを取得してください。

申請データを作成する

作成したデータを算定する
提出前にご確認ください

申請データを提出する
(査定状態後・許可結果通知後)

※推奨パソコン環境について

走行前にご確認ください

特殊車両に係る全国の通行規制情報を確認できます。

大型車誘導区間
重さ・高さ指定道路
ガイドマップ

大型車誘導区間
重さ・高さ指定道路
ガイドマップ

算定の予約

申請データファイル: 参照

算定予約

※【車両の諸元に関する説明書】の情報が不足している申請データはご利用の申請書作成手段にて【車両の諸元に関する説明書】の情報を入力し、算定処理終了後1週間で削除されます。

算定結果参照

算定予約受付情報

算定予約を受け付けました。
申請番号、アクセスキーは、算定結果を参照する際に必要となります。

申請番号:
アクセスキー:

当申請データは、1番目に算定される予定です。

前画面へ戻る

申請データの算定

算定の予約

申請データファイル: 参照

算定予約

※【車両の諸元に関する説明書】の情報が不足している申請データはご利用の申請書作成手段にて【車両の諸元に関する説明書】の情報を入力し、算定処理終了後1週間で削除されます。

算定結果の参照

申請番号:
アクセスキー:

算定結果参照

出力する算定結果の帳票を選択して下さい。
なお、個別審査が多い場合には帳票出力に時間がかかる場合があります。

簡易帳票出力、詳細帳票出力では以下の文書が作成されます。
なお、簡易帳票出力を選択した場合は、C・D条件及び個別審査箇所一覧については、経路単位の障害種別毎にCまたはD条件に限り、帳票については全件出力されます。

- ・車両内訳表(包括申請の場合のみ出力)
- ・通行経路表
- ・車両の諸元に関する説明書
- ・特殊車両通行許可算定書
- ・特殊車両通行許可算定書(総合)
- ・高速重量算定(照査1および照査2)不適合車両一覧(高速自動車国道の不適合車両がある場合のみ出力)
- ・通行規制(公安委員会)情報一覧

以下の文書を除いて印刷する場合は、チェックを外してください。(帳票が存在しない場合もあります。)

C・D条件及び個別審査箇所一覧

特殊車両通行許可協議交差点

帳票出力処理に時間がかかること

件数 434 件

簡易帳票出力 詳細帳票出力 前画面へ戻る

○簡易算定機能の出力帳票で確認できること（抜粋）

- ・特殊車両通行許可算定書 総合的な算定結果や個別審査の有無を表示。

特殊車両通行許可算定書

受付日：	受付許可番号：
通行開始年月日：平成27年10月1日	通行終了年月日：平成29年9月30日
申請区分：新規	申請分類：普通
申請車種：一般セミトレーラ(バン型)	経路指
新規開発車両の基本通行条件 高さ=該当せず、長さ=該当せず、重量=該当せず	通行経
危険物積載の有無：	申請車両台数：トラクタ1台、トレーラ1台
車両寸法分類：I-1	軸形式：軸数：4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸

「超寸法」と表示の場合は、軌跡図、運行計画書及び理由書を添付

車両幅	車両高さ	車両長さ	-
2.49 m	3.79 m	15.82 m	-
車両自重	前部積載物	後部積載物	総重量
15.29 t	17.00 t		32.29 t

軸・重心間距離

11	12	13	14	15
3.18 m	2.44 m	9.52 m	3.16 m	1.50 m
16	17	18	19	110
0.75 m	8.77 m			
111	112	113	114	115

軸データ

軸	A軸	D軸	C軸	D軸	E軸	F軸	G軸	H軸
空車時自重	4280 kg	2170 kg	3160 kg	3160 kg				
軸重計算結果	6370 kg	8720 kg	8600 kg	8600 kg				

車両諸元

最大軸重	最遠軸距	隣接軸距	最外輪中心間距離
8.72 t	11.96 m	1.50 m	2.00 m

通行条件

重量	個別審査	寸法	個別審査
----	------	----	------

「最大軸重」と「隣接軸重」が制限値を超過していないか、確認(P20-22)

備考

・合成値による車両情報登録が行われている場合及び軸種その他(トリプル軸有)においては、H17.9.29適用のトリプル軸を有するセミトレーラの床版の許可限度重量算定方法は適用されません。

通行経路：001	通行区分：往復				
経路算定結果：個別審査	通行条件：重量(個別審査)、寸法(個別審査)				
出発地住所：北海道札幌市中央区北2条西19丁目 札幌開発建設部					
目的地住所：北海道札幌市					
通行条件	B	C	D	個別審査	通行不可
狭小幅員	0	0	-	0	0
上空障害	0	0	-	0	0
曲線障害	0	0	-	0	0
交差点	6	1	-	0	0
橋梁	0	0	0	0	0
高速道路	0	-	-	0	0
スパン	-	-	-	0	0
通行規制	-	-	-	0	-
未収録	-	-	-	15	-

「未収録路線」がある場合は、付近図を添付

特殊車両通行許可算定書(総合)

受付日：	受付許可番号：
通行開始年月日：平成27年10月1日	通行終了年月日：平成29年9月30日
申請区分：新規	申請分類：普通
申請車種：一般セミトレーラ(バン型)	経路指定方法：経路申請
橋梁照査：高速自動車国道等及び指定道路=適合せず、橋梁の設計荷重がTL20活荷重以上の道路=適合せず	
新規開発車両の基本通行条件 高さ=該当せず、長さ=該当せず、重量=該当せず	
通行経路数：4	
危険物積載の有無：	申請車両台数(合計)：トラクタ1台、トレーラ1台
軸形式：軸数：4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸(1台、1台)	

不可がある場合回避しないと、差し戻し

軸種	狭小幅員	上空障害	曲線障害	交差点	橋梁	高速道路	通行不可
S1.1-2	A	A	A	C	A	A	無し

※通行不可欄に「有り」と表示される場合、当該箇所を回避した経路に直した上で、再度確認してください。

※未収録路線は簡易算定されないため、申請書の提出後に道路管理者で別途通行不可の有無を確認します。また、未収録交差点(デジタル地図では青点)で経路を選ぶと、収録路線であっても簡易算定されません。一旦、収録交差点(黒点)で経路を選択したデータで、簡易算定してください。

○簡易算定機能の出力帳票で確認できること（抜粋）

- ・ C・D条件及び個別審査箇所一覧（簡易版含む）

特殊車両通行許可限度算定要領に基づき、各箇所の寸法の限界や橋梁の限度重量などを表示。

C・D条件及び個別審査箇所一覧(簡易版)

枚数(順番号)	
---------	--

受付許可番号：札幌特車 第 号 軸数：5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸 (S1.2-2)

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考

障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地先名	往復区分	名称(交差点又は構造物)	出発地側交差点	交差点地先名	～	目的地側交差点	交差点地先名
曲線	C	北海道開発局 帯広開発建設部	一般国道 274号線	宇美裏	往復		#6442470111	鹿追	～	#6442470078	宇熊牛
							申請車両の占有幅-3.64m 車道幅員-2.75m				
橋梁	個別審査	北海道開発局 帯広開発建設部	一般国道 274号線	宇美裏	往復		#6442470111	鹿追	～	#6442470078	宇熊牛
1カ所でも「D」がある場合、申請全体が夜間条件 また、障害種別「狭小幅員」で条件が「C」で、車両の幅3m超の場合も夜間条件											
橋梁	個別審査	北海道開発局 帯広開発建設部	一般国道 274号線	美敷西19条	往復	紅葉橋(2)	#6442470111	鹿追	～	#6442470078	宇熊牛
							D条件の限度重量-53.74t				
橋梁	D	北海道開発局 帯広開発建設部	一般国道 274号線	美敷西20条	往復	萩橋	#6442470111	鹿追	～	#6442470078	宇熊牛
							C条件の限度重量-54.84t 21時～6時に通行のこと				
交差点	個別審査	北海道開発局 帯広開発建設部	主要地方道 北海道75号線 帯広新得線	宇熊牛	往復		#6442470078		～		
							対向車線を侵して折進できる車両分類値-Ⅲ、対向車線を侵さず折進できる車両分類値-Ⅱ、申請車両分類値-0				
交差点	C	北海道 十勝総合振興局 帯広建設管理部	主要地方道 北海道75号線 帯広新得線	宇熊牛39-42	往復		北熊牛#6442570025		～		
							対向車線を侵して折進できる車両分類値-0、対向車線を侵さず折進できる車両分類値-Ⅱ、申請車両分類値-0				
橋梁	個別審査	北海道 十勝総合振興局 帯広建設管理部	主要地方道 北海道75号線 帯広新得線	宇熊牛	往復	新清橋	北熊牛#6442570025	宇熊牛39-42	～	#6442570016	郡足
							D条件の限度重量-53.74t				
橋梁	個別審査	北海道開発局 帯広開発建設部	一般国道 38号線	新得	往復	東進橋	栄町#6442560010	新得	～	南1条10#6442470046	清水
							D条件の限度重量-55.61t				

※条件欄に「個別審査」と表示される場合、当該箇所の詳細な審査（道路管理者間協議含む）が必要となります。

特に、D条件の限度重量が示される場合は、橋梁への影響が甚大であるため、表示された限度重量以内に積載物重量を減らした上で申請するのが望ましいです。（車両の軸数や寸法によっては表示されない場合もあります）

単体物品で分割不可能のため減量できない場合は、あらかじめ、当該箇所の道路管理者（橋梁担当課）と調整願います。

各々の限度重量以内まで積載物重量を減量すると、夜間条件（D）、誘導車条件（C）を回避することができます。

車両諸元の情報入力

ケース6: 車検証の内容と車両諸元が異なっている

【問題点】

- 車検証・四面図・諸元表の内容と、車両諸元が異なっている場合があり、確認・差戻しに時間を要している。



【申請時の留意点】

- 車検証・各車両メーカー発行の四面図・諸元表などを入念に確認し、間違いの無いよう転記して下さい。間違いのある場合は、差戻します。

車両諸元説明書情報入力 (トラクタ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名・型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。
 車名・型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

申請車種 一般セミトレー(船底型)
 軸種 軸数:3軸、トラクタ前1軸、トレー後1軸

トラクタ/トレー切替

整理番号	車名	型式	自重			積載物重量				
			トラクタ トラクタ (t)	乗員(人)	トレー (t)	幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)	前部(t)	後部(t)
<input type="radio"/>	○○○	XXX-XX	6.73	3		249	315	407		
<input type="radio"/>	○○○	XXX-XX	6.73	3		249	316	407		
<input checked="" type="radio"/>	△△△	XXX-XX	6.50	3		245	376	427		

型式追加 型式削除 車両諸元参照

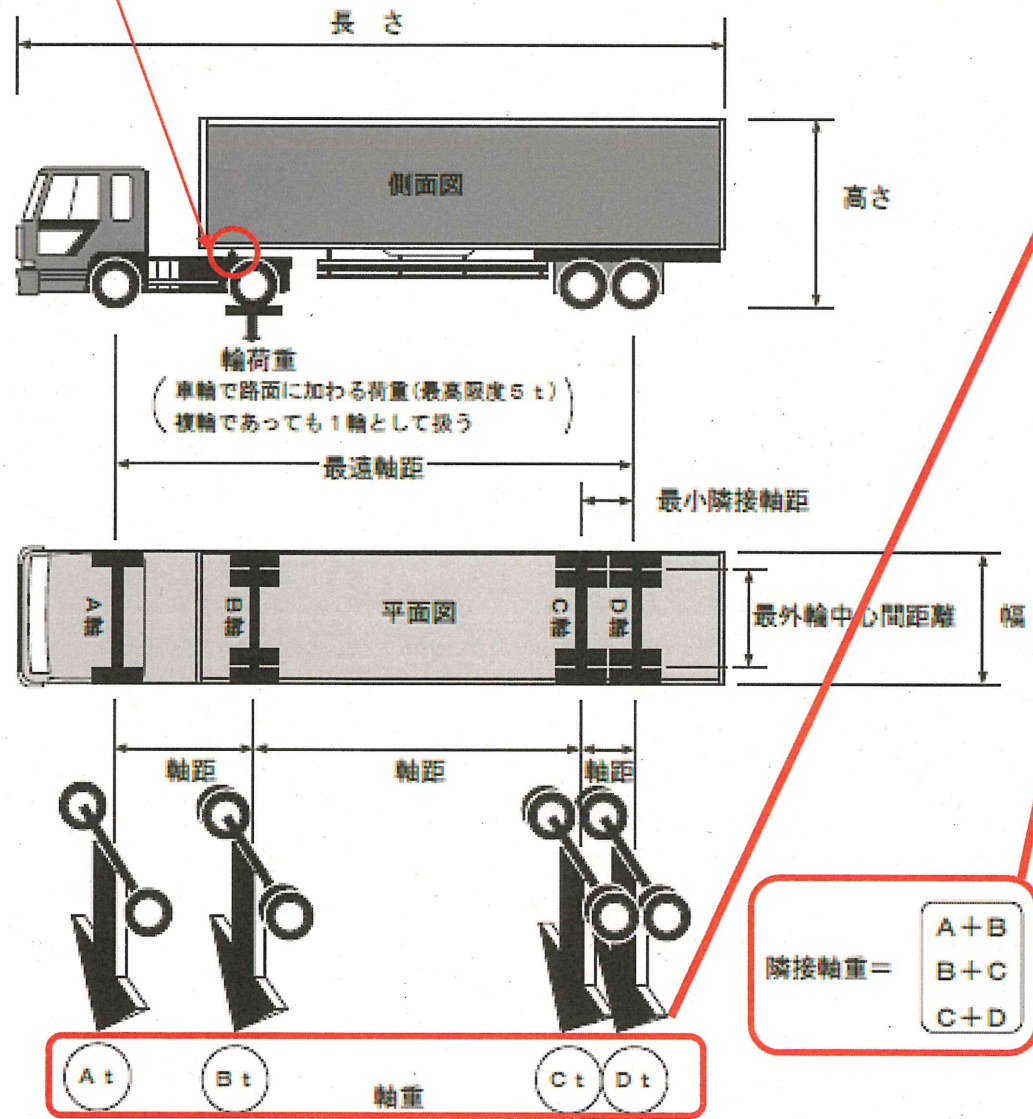
申請車両情報メニューへ戻る 次の画面に進む

※重量や軸間距離などの数値を間違えたまま申請すると、本来の車両諸元と異なる許可(又は不許可)となるおそれがあります。



※第5輪荷重
カブラの最大負荷

セミトレーラー 4軸



(1軸に加わる輪荷重の総和(A~D各々1軸当たり最高限度10t))

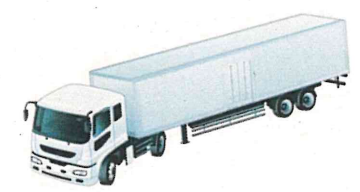
<通常>

- 軸重 10 t
- 隣接軸重
 - ・軸距が1.8m未満
→ 18 t
 - ・軸距が1.3m以上かつ、
軸重がいずれも9.5 t以下
→ 19 t
 - ・軸距が1.8m以上
→ 20 t

<例外>

保安基準の緩和を受けている車両
(ホイールクレーン、重セミ等)
車検証の備考欄に「*保安基準緩和*
軸重、隣接軸重、最小回転半径」等
と記載

<参考> 車両制限令第3条 (P26)



【車検証】

自動車検査証 トラクタ (整理番号:1)

自動車検査証番号又は車両番号		初度登録年月		車体の形状			
100		平成25年 10月		トラクタ			
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量			
UDトラックス	2 [2] 人	38610 [9600] kg	7280 kg	45000 [16990] kg			
型式	車体の大きさ			軸重			
	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
QKG-GK6XAD	590 cm	249 cm	335 cm	4990 kg	- kg	- kg	2290 kg
所有者の氏名又は名称							
所有者の住所							
使用者の氏名又は名称							
使用者の住所							
有効期間の満了する日							
平成30年 10月 31日							
備考							
保安基準緩和							
【初年度月日】平成24年3月14日							
【期東運検号】03967							
【緩和事項】							
【005】軸重、【098】一括緩和							
【制振事項】							
【005】自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。							
【064】けん引自動車の後面には基準最大積載量に基準緩和最大積載量を併記して表示すること。							
【067】基準緩和による運行は、国際海上コンテナを積送するトレーラをけん引する場合に限る。							
【091】運行時燃料を補充し、運行状況の記録をすること。							
けん引車・被けん引車							
トレーラモービル P289D改、トラックス PFB24101改、トラックス CTB320AJ、トラックス PF B34114、トラックス PFB34116改、トラックス PFB24102改、トラックス NCCTB320B2、 トラックス PFB24101、トラックス PFB24102、トラックス PFB34116、トラックス AR239B 改、トラックス CTB24001、トレーラモービル CT5240AA、トラックス CT220D、トラックス P2 39D、東急 TH33GEN35、東急 TF36H2C3改、東急 TH33H1C35、東急 TF28H7B 2改、東急 TH28H7B2改、東急 TC204、東急 TC32F6C3、東急 TC36H2C31、東急 TC36H1C33、東急 TF28H7B2、東急 TH28H7B2、フルハーブ KFKGGS405改、フ ルハーブ DFPPF241B、フルハーブ DFPTF241B、フルハーブ DFWFF241B、フルハーブ DFWTF241BN、フルハーブ KFKCF220、ニューキ YF52203、トラックス PLB2410 3、トラックス PFN24101改、トラックス PFN24101							
【その他検査事項】							
1 300							
11500KG及び18890KGとする。							
最大積載量欄中括弧内は基準第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は、基準内車両総重量を示す。							
最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。							


自動車検査証 トレーラ (整理番号:1)

自動車検査証番号又は車両番号		初度登録年月		車体の形状			
100		平成13年 10月		バンセミトレーラ			
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量			
トラックス	一人	19700 kg	8170 kg	27870 [27870] kg			
型式	車体の大きさ			軸重			
	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
PFN24101	1255 cm	249 cm	378 cm	- kg	- kg	2950 kg	2950 kg
所有者の氏名又は名称							
所有者の住所							
使用者の氏名又は名称							
使用者の住所							
有効期間の満了する日							
平成30年 11月 10日							
備考							
けん引車・被けん引車							
ニッサンディーゼル P-CK66BAT、ニッサンディーゼル W-CK450BNT、ニッサンディーゼル W -CK620BNT、ニッサンディーゼル W-CK620BAT、ニッサンディーゼル KC-CK631BNT、 三菱 P-SH631AA、三菱 W-SH1FDAA、三菱 W-SH1FDBA、三菱 KC-SH4FDCA、 三菱 P-FP415DR、三菱 P-FP419DR、三菱 W-FP415DR、三菱 W-FP419DR、三 菱 KC-FP415DR、三菱 KC-FP419DR、三菱 KC-FP445DR、三菱 KC-FP449D R、いすゞ P-EXR21C、いすゞ W-EXR72D、いすゞ KC-EXR62D1、三菱 KL-SH1K DGG、三菱 KC-FP515DR							
第五輪荷重							
8890kg以上のものとする							
【その他検査事項】							
ボルト 不明 (YV2A4B2A3VA)							

【申請書前に必ず確認してください】

- ・車検証の有効期間(許可日には必ず期限以内であること)
- ・トレーラの車体形状及び軸数が同一であるもの。(包括申請時)
- ・双方の車検証けん引車・被けん引車の型式が記載されているか。
- ・第五輪荷重条件が適正であるか。

※けん引・被けん引及び第五輪荷重条件違反は「道路運送車両法」違反となります！



【車両諸元入力の間違い例】

- ・ **重量や寸法の入力値が車検証と一致していない・車検証自体の確認ができない**
→車検証の自重や軸重、車両ナンバーの入力間違い、車検証の有効期間切れなど。
車検証とのチェックが正しく行えないので差し戻します。→P17,18

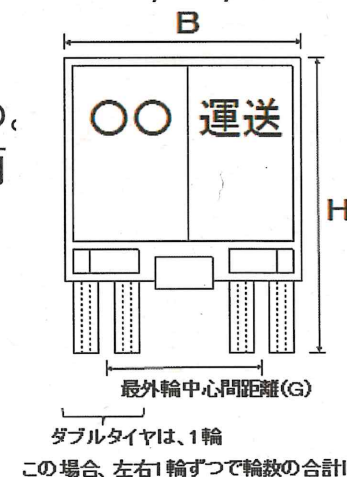
車検証自動チェック結果

到達番号： [REDACTED]

差し戻し内容
以下の理由で差し戻しをいたしますので、訂正をお願いいたします。 ・車両内訳書の整理番号1のトラック【日野・ADG-SH1EDXG】、整理番号12のトラック【日野・KL-SH1KDGG】の車両は車検証の写しを添付、または申請窓口へ別途する必要があります。 ・空積130 [REDACTED]、空積130 [REDACTED]、空積130 [REDACTED]、空積130 [REDACTED]、空積130 [REDACTED]、空積130 [REDACTED]、空積100 [REDACTED]、空積100 [REDACTED]、空積100 [REDACTED]、空積100 [REDACTED]、空積100 [REDACTED]、空積100 [REDACTED]の車両重量が、申請された車両重量よりも大きい値です。 ・申請された車両内訳書の整理番号4のトラック【三菱・BDG-FP54】DRの軸重に、同一型式の車両の中の最大の軸重が記載されていません。

左図：複数車両の包括申請において一部車両のナンバー入力間違いによる差し戻し例

- ・ **積載貨物の重量が、トラックやトレーラの最大積載量より多い、又は軸重が超過している**
→最大積載量の入力間違いなど。道路交通法でいう過積載に該当します。→P19,22,23
- ・ **セミトレーラの連結全長が長すぎる**
→トラック・トレーラそれぞれの車検証「長さ」を単純に足しているため、
トラック=車両（又は積載物）前端～連結部、トレーラ=連結部～車両（又は積載物）後端の長さを四面図で確認してください。→P20,21
- ・ **はみ出し貨物を積載する際の、総寸法の計算方法が間違えている**
→高さ=荷台の床高+積載貨物高 長さ=四面図で確認 など。→P21
- ・ **ダブルタイヤの輪数入力が間違っている**
→2輪を1輪とカウントしてください。（右図参照）→P22



車両内訳入力画面

登録されている車両は以下の通りです。

新規に車両番号を追加する場合は、「車両番号追加」ボタンを押して下さい。
車両番号を削除する場合は、「車両番号削除」ボタンを押して下さい。

整理番号	車名	型式
1		

車両番号	整理番号	車両番号
0	1	

車両番号追加 車両番号削除

車両内訳一覧画面へ戻る

車両番号の入力ミスに、注意

<間違いの例>

0 (数字のゼロ) と
O (アルファベットのオー)

1 (数字のゼロ) と
I (アルファベットのアイ)
の打ち間違い

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車種：一般セミトレーラ(バン型)

整理番号	軸種	最小回転半径(cm)
1	軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸	1000

車両内訳書入力 車両諸元説明書入力 軸種追加 軸種削除 合成車両の表示 読み込み 橋梁照査結果の表示 車検証情報との照合

登録 前画面へ戻る

最小回転半径については、
特車PRサイト「最小回転半
径計算ツール」を活用してく
ださい。

必ず、「車検証情報との照
合」を実施してください。
車両番号の入力ミスがない
か、確認出来ます。

車検証情報照合結果表示

型式単位に、車両自重・積載物重量・軸重・乗員数をチェックしています。
チェック結果は「照合結果」欄に表示されるメッセージを参照してください。

軸種	軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸
照合結果	車検証情報が未登録のため、照合を行っていない型式があります。 恐れ入りますが窓口での審査を行うため、必ず車検証をスキャンしたものを添付して提出してください。

車両諸元入力内容				車検証登録内容		
牽引区分	型式	項目名	入力内容	車両番号	項目名	登録内容

閉じる

「車検証情報との照合」を実施して未登録との結果が出た場合、その原因のほとんどが、車両番号の入力ミスか、既に廃車になっている車両番号を入力したかです。

車両番号の入力ミスは、差し戻しの原因の上位です。

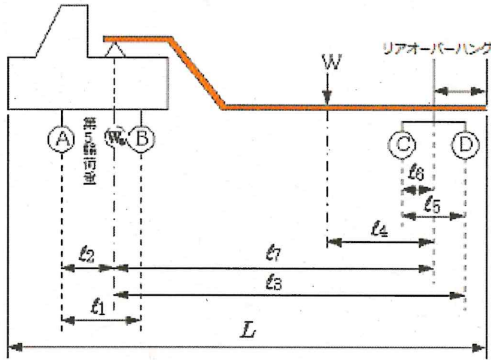
このため、必ず、「車検証情報との照合」を実施して、ミスがないか、確認してください。

車両諸元説明書情報入力(トレーラ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

申請車種	一般セミトレーラ(引型)
軸数	前軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸



トラクタ/トレーラ切替

整理番号	車名	型式	自重		幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)	リアオーバーハング(cm)	積載物重量	
			トラック/トラクタ(t)	乗員(人)					トレーラ(t)	前部(t)
◎ 1	フルハーフ	DEF456			8.73	249	379	1199	0	17.00

型式追加 型式削除 車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る 次の画面に進む

自動車検査証 トレーラ

自動車登録番号又は車両番号	平成〇年〇月〇日	車体の形状			
第12号		バンセミトレーラ			
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
フルハーフ	一人	17250kg	8730kg	25980[25980]kg	
形式	車体の大きさ			軸重	
	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重 後前軸重 後後軸重
FGH456	1290cm	249cm	379cm	-	- 3160kg 3160kg
所有者の氏名又は名称	*****				
所有者の住所	*****				
使用者の氏名又は名称	*****				
使用者の住所	*****				
有効期間の満了する日	*****				
備考	*けん引車・被けん引車* 三菱 ABC123DE				

○積載物重量 ***** 17t
 ○最小回転半径 1018cm

- ・リアオーバーハングは、車両長17m超18m以下のセミトレーラ連結車の車両長の制限の緩和対象車両のみ入力が必要です。
 緩和対象車両:長さ1701~1750cm(リアオーバーハング320~420cm)
 長さ1751~1800cm(リアオーバーハング380~420cm)
- ・入力するリアオーバーハングは、トレーラの旋回中心から車両後端までの寸法としてください
- ・トラクタのけん引能力超過とならないよう、申請車両の第5輪荷重がトラクタの車検証第5輪荷重を超過しないように入力してください
 ※申請車両の第5輪荷重=(トレーラの車両総重量)-(トレーラの積載時軸重の合計)

積載物重量は、車検証の最大積載量を超過することはできません。
 なお、軸重の制限との関係で、車検証の最大積載量で許可できるとは限りません。
 (詳細はP14, 23)

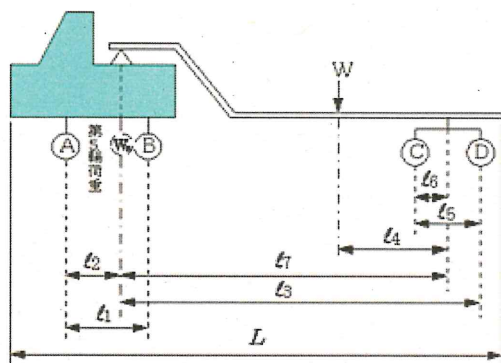


車両諸元説明書情報入力 (トラクタ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り「車両内訳書入力」を選択して下さい。

申請車種 **一般セミトレーラ(バン型)**
 軸種 **軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸**

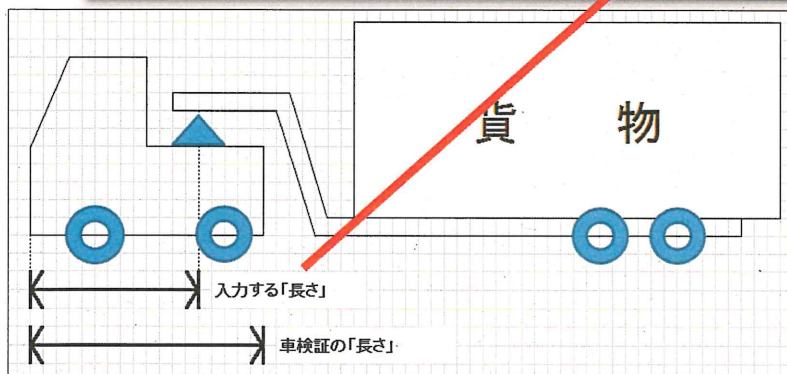


トラクタ/トレーラ切替

整理番号	車名	型式	自重		幅 (cm)	高さ (cm)	長さ (cm)	積載物重量	
			トラクタ(ト) (t)	乗員 (人)				前部 (t)	後部 (t)
# 1	三菱	AB-C123DE	8.45	2	249	347	393		

型式追加 型式削除 車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る 次の画面へ進む



自動車検査証 トラクタ

自動車登録番号又は車両番号		初年度登録月日		車体の形状			
100		平成〇年〇月〇日		トラクタ			
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量			
三菱	2[2]人	33220[10000]kg	6450kg	39780[16560]kg			
型式	車体の大きさ			軸重			
	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
ABC123DE	552cm	249cm	347cm	4280kg	-	-	2170kg
所有者の氏名又は名称		*****					
所有者の住所		*****					
使用者の氏名又は名称		*****					
使用者の住所		*****					
有効期限満了する日		*****					
最大積載量欄中括弧内は第5輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。							

車検証の数字のまま入力すると、長さがNG!

入力する寸法 (幅、高さ及び長さ) は、車検証のとおりとは限りません。

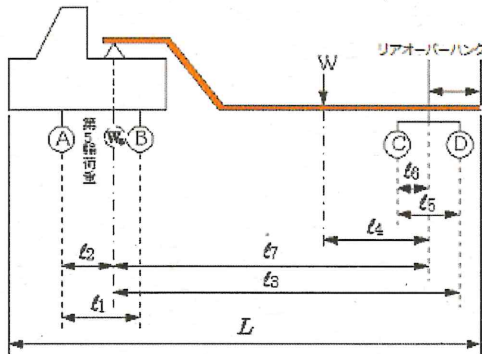
トラクタの場合、接続すると、トレーラと重複するため、長さは、前部から接続部までです。

車両諸元説明書情報入力 (トレーラ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。
 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。
 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。
 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。

申請車種	一般セミトレーラ(引型)
軸数	軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸



トラクタ/トレーラ切替

整理番号	車名	型式	自重			リアオーバーハング (cm)	積載物重量				
			トラック/トラクタ (t)	乗員(人)	トレーラ (t)		幅(cm)	高さ(cm)	長さ(cm)	前部(t)	後部(t)
◎ 1	フルハーフ	DEF456			8.73	249	379	1199	0	17.00	

型式追加 | 型式削除 | 車両諸元参照

申請車両情報メニューへ戻る | 次の画面に進む

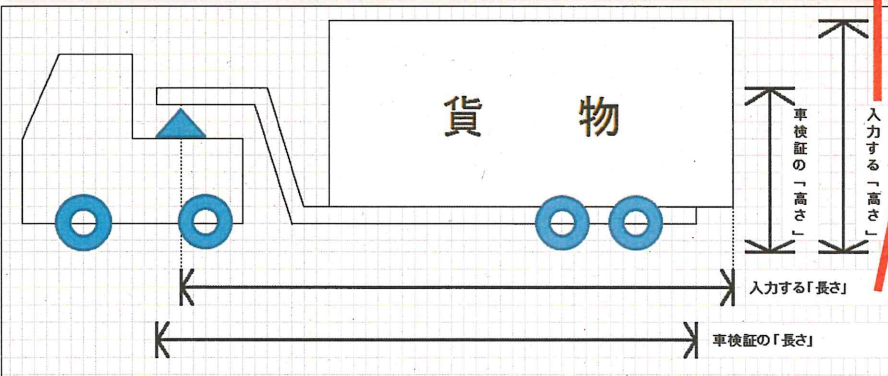
自動車検査証 トレーラ

自動車登録番号又は車両番号	123	初年度登録月日	平成〇年〇月〇日	車体の形状					
車名	フルハーフ	乗車定員	1人	最大積載量	17250kg	車両重量	8730kg	車両総重量	25980[25980]kg
型式	FGH456	車体の大きさ			軸重				
		長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	
		1290cm	249cm	379cm	-	-	3160kg	3160kg	
所有者の氏名又は名称	*****								
所有者の住所	*****								
使用者の氏名又は名称	*****								
使用者の住所	*****								
有効期間の満了する日	*****								
備考	*けん引車・被けん引車* 三菱 ABC123DE								

○積載物重量 17t
 ○最小回転半径 1009cm ※PRサイト「最小回転半径計算ツール」より

- ・リアオーバーハングは、車両長17m超18m以下のセミトレーラ連結車の車両長の制限の緩和対象車両のみ入力が必要です。
 緩和対象車両: 長さ1701~1750cm(リアオーバーハング320~420cm)
 長さ1751~1800cm(リアオーバーハング380~470cm)
- ・入力するリアオーバーハングは、トレーラの旋回中心から車両後端までの寸法としてください。
- ・トラクタのけん引能力超過とならないよう。
- ・申請車両の第5輪荷重がトラクタの車検証第5輪荷重を超過しないように入力してください。
 ※申請車両の第5輪荷重 = (トレーラの自重) + (トレーラの積載時軸重の合計)

車検証の数字のまま入力すると、幅、高さ及び長さがNG!

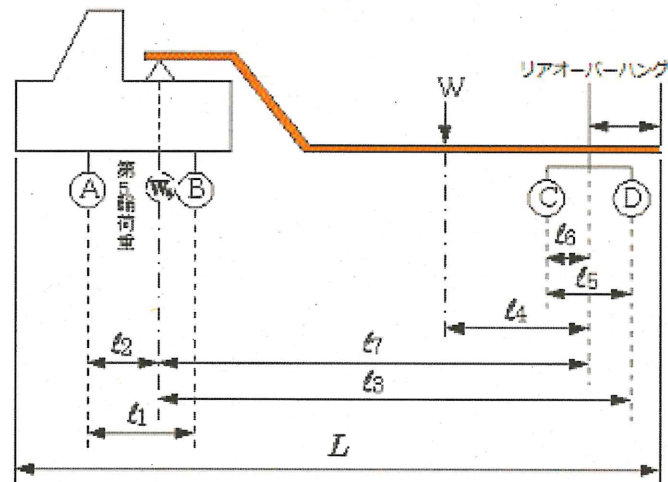


寸法 (幅、高さ及び長さ) は、車検証のとおりとは限りません。

トラクタと接続し、かつ、貨物を積載した状態での寸法を入力します。

車両諸元説明書情報入力(トレーラ)

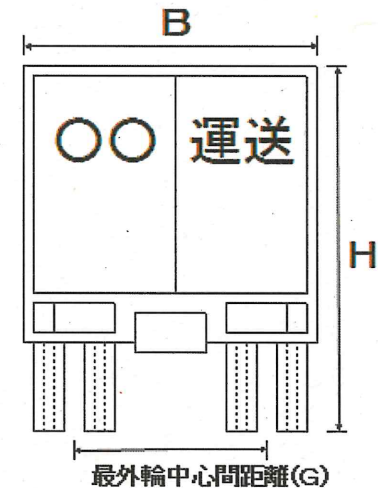
申請車種	一般セミトレーバン型
軸種	軸数:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸



トラクタ/トレーラ切替

<最外輪中心間距離 G値>

- 1: 200cm以下
- 2: 201cm~225cm
- 3: 226cm~250cm
- 4: 251cm~275cm
- 5: 276cm~300cm



ダブルタイヤは、1輪
この場合、左右1輪ずつで輪数の合計は2輪

整理番号	車名	型式	A軸			B軸			C軸			D軸			E軸			F軸					
			輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値			
1	フルハーフ	DEF456							2	3.16	1	2	3.16	1									

[前の画面へ戻る](#) [申請車両情報メニューへ戻る](#)

ダブルタイヤは、1輪とカウントします。
図の例の場合、右側と左側にそれぞれ2輪ずつあり、実際にあるのは4輪ですが、ダブルタイヤなので、右側と左側にそれぞれ1輪ずつとカウントするため、合計2輪となり、それを入力します。

車両の諸元に関する説明書

受付許可番号			
運行開始年月日	平成28年11月18日	運行終了年月日	平成28年6月17日
申請区分	新規	運行区分	往復
事業区分	区域	対象車両	0
積載貨物品名	分類		
	品名		
車両区分	車両の種類	一般セミトレーラ(バン型)	
	軸種	軸種:4軸、トラクタ前1軸、トレーラ後2軸	
新規開発車両の基本運行条件	高さ	該当せず	
	長さ	該当せず	
	重量	該当せず	
	車両台数	車両型式	代表車両番号
トラック/トラクタ	1台	AB-C123DE	札幌100か0000
トレーラ	1台	FG-456	札幌12を1111

総重量説明表

自重				積載物重量			合計
トラック自重	乗員(2人)	第1トレーラ自重	第2トレーラ自重	小計	前部	後部	
8.45t	0.11t	8.73t		13.29t	17.00t	17.00t	32.29t

車両諸元表

幅(B)	高さ(H)	長さ(L)	最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	最大軸重と最外輪中心間距離
249 cm	379 cm	1582 cm	8.73 t	1197 cm	150 cm	200 cm
各輪の軸間距離および荷重点等の距離						
11	12	13	14	15	16	17
318 cm	245 cm	952 cm	318 cm	150 cm	75 cm	877 cm
19	110	111	112	113	114	115

荷重分布表	自重+乗員	A軸(2輪)	B軸(2輪)	C軸(2輪)	D軸(2輪)	E軸(1輪)	F軸(2輪)	G軸(2輪)	H軸(2輪)	合計	
		自重+乗員	4.94t	4.00t	3.18t	3.18t					13.29t
		積載物	1.40t	4.72t	5.44t	5.44t					17.00t
	計	6.34t	8.75t	8.60t	8.60t					32.29t	
	輪荷重	3.17t	4.38t	4.30t	4.30t					-	
	最外輪中心間距離(コード)	2	1	1	1					-	

申請車両情報登録メニュー

新規に車両情報の登録を行う場合は、「軸種追加」ボタンを押して下さい。
 入力を行う軸種を選択し、車両型式・番号を入力する場合は「車両内訳書入力」ボタンを、
 車両諸元を入力する場合は「車両諸元説明書入力」ボタンを押して下さい。
 車両情報の入力完了した場合は、「登録」ボタンを押して下さい。

申請車

「合成車両の表示」をクリックします。

最小回転半径(cm)	1018
------------	------

車両内訳書入力 | 車両諸元説明書入力 | 軸種追加 | 軸種削除

合成車両の表示 | 読み込み | 橋梁照査結果の表示

登録 | 前画面へ戻る

<確認方法>

合成車両の表示又は簡易算定機能(P10)を使って、最大軸重と隣接軸重が制限値を超過していないか、確認してください。

<修正方法>

超過していた場合、P20, 22に戻って、減量します。



出発地・目的地の情報入力①

ケース7: 通行経路表と地図上の経路が一致していない

【問題点】

- ・ 出発地及び目的地の住所と、通行経路表の起点及び終点が離れている。
- ・ 起点・終点の交差点が誤っており、未審査区間が生じてしまい確認及び差し戻しに時間を要する。



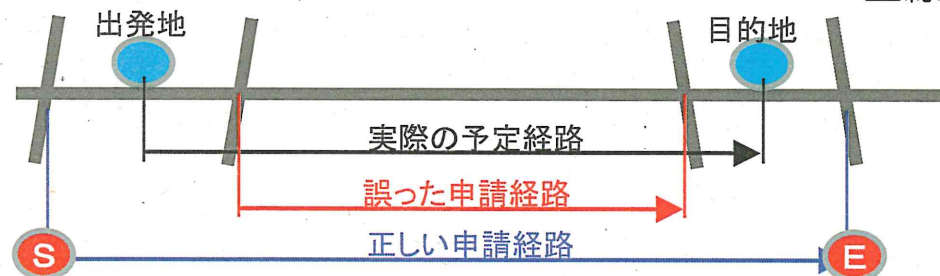
【申請時の留意点】

- ・ 通行経路を全てカバーする位置にある交差点を指定してください。不明瞭な場合は、差し戻します。



(誤) 出発地・目的地の手前の交差点を選択
→未審査区間が生じている

(正) 出発地・目的地の奥の交差点を選択
→全線審査が可能



出発地・目的地の情報入力②

ケース8: 出発地・目的地の住所番号情報が不十分のため、経路確定できない

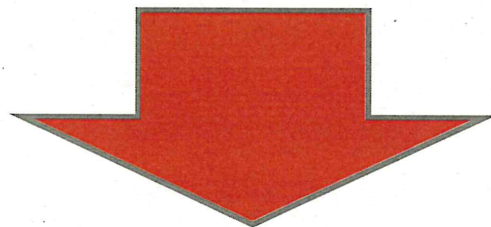
【問題点】

- ・ 出発地及び目的地の住所番号の記載が不十分であるため、地図上で出発地・目的地を確定できず、起点部・終点部周辺の経路が不明。

(×) ○○市△△町

(○) □□県○○市△△町××-× ●●ビル

- ・ そのため、協議ができず審査を完結できないため、確認を要する。



【申請時の留意点】

- ・ 住所番号は、起点・終点が特定できるよう、地番、建物名まで正確に記入してください。記入が不十分な場合は**差し戻します**ので、再度ご確認ください。

未収録路線名の入力

ケース9: 未収録路線の名称が記入されていない

【問題点】

- 「デジタル地図経路作成システム」で経路を作成すると、「未収録路線」と表示されていても経路の作成が可能。そのまま申請されると、路線名が「未収録路線」とだけ表示されるため、通行経路の確認や差し戻しに時間を要している。



【申請時の留意点】

- 路線名称を手入力し、経路上の全ての路線名を埋めて下さい。
(例：〇〇町道□号線（未収録路線） など)

路線名は、当該道路管理者に電話やFAX等で尋ねる方法や住宅地図、インターネット等で調べる方法があります。

進行条件設定 経路一時保存 経路登録

住所

検索 凡例 画面PDF

進行条件設定 経路一時保存 経路登録

経路一時保存 経路登録

経路順序

S: #6441422205
↓ 未収録路線
1: #6441422213
↓ 未収録路線
2: #6441422221
↓ 未収録路線
3: #6441422291
↓ 未収録路線

路線名称を手入力

未収録路線名称編集

未収録路線

OK キャンセル

「未収録路線」をクリック

経路順序

S: #6441422205
↓ 札幌市道 〇〇号線 (未収録路線)
1: #6441422213
↓ 札幌市道 〇〇号線 (未収録路線)
2: #6441422221
↓ 主要地方道北海道124号線 宮の沢北一条線
3: #6441422291
↓ 主要地方道北海道124号線 宮の沢北一条線
4: 北1西16#6441422348

バラ積み貨物の積載における隣接軸重

ケース10:バラ積み貨物の積載で、隣接軸重が一般的制限値を超過している

【問題点】

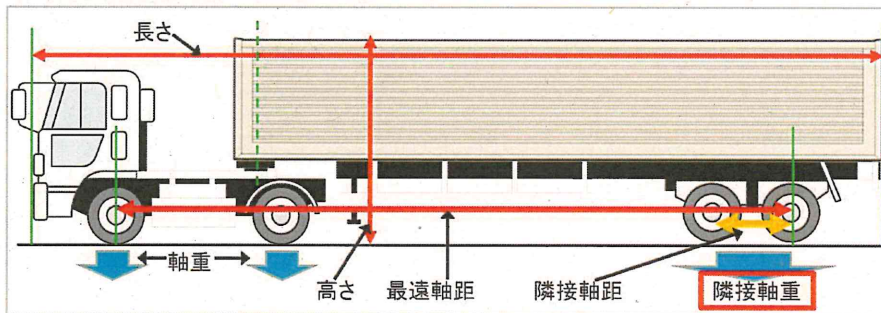
- ・ 特例8車種該当の2軸セミトレーラにおけるバラ積み貨物の積載にあたり、隣接軸距が1.3~1.8mの場合に隣接軸重が19トン以上であるため、車両制限令の最高限度を超過している。(実態として、隣接軸重=19トン以上の保安基準緩和を受けている車両が存在)



【申請時の留意点】

- ・ 隣接軸重が車両制限令の一般的制限値以内になるよう、積載物重量を減らしてください。一般的制限値を超えている場合は、差し戻します。

【バラ積み貨物積載車両例(バン型セミトレーラ)】



バラ積み貨物は重量や寸法の調整が可能であるため、車両総重量の緩和(44トン以内)や軸重(2軸トラックの駆動軸における11.5トン)以外の重量に係る緩和はありません。そのため、2軸トラックの駆動軸以外の軸重や、隣接軸重、輪荷重は、車両制限令の一般的制限値の範囲内まで減らす必要があります。(貨物の「特殊性」が存在しない)

【参考】隣接軸重の取り扱い (車両制限令)

第3条 道路法第47条第1項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。

二 重量 次に掲げる値

- ハ 隣り合う車軸に係る軸重の合計 隣り合う車軸に係る軸距が1.8メートル未満である場合にあっては18トン(隣り合う車軸に係る軸距が1.3メートル以上であり、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重がいずれも9.5トン以下である場合にあっては、19トン)、1.8メートル以上である場合にあっては20トン

ケース11:申請年月日が提出日と合っていない

【申請時の留意点】

- ・申請日は書類提出日（オンライン申請はデータ送信日）としてください。
- ・極端にずれているものなどは、審査窓口において提出日に修正します。
- ・申請時点で、既存の許可証の許可期間を満了している場合は、新規申請となります。
（ケース3を参照）

ケース12:更新申請なのに、通行経路が不連続となっている

【問題点】

- ・道路情報便覧の登録内容が新規路線登録や既存内容の変更により変わっているのに、期間更新の場合に前回の許可データをそのまま使用している



【申請時の留意点】

- ・最新の道路情報便覧付図表示システムにより、作成してください。
- ・申請データの提出前に、必ず経路算定を行い、経路が連続しているか確認して下さい。
（ケース5を参照）
- ・不連続の場合、差し戻します。

手数料について

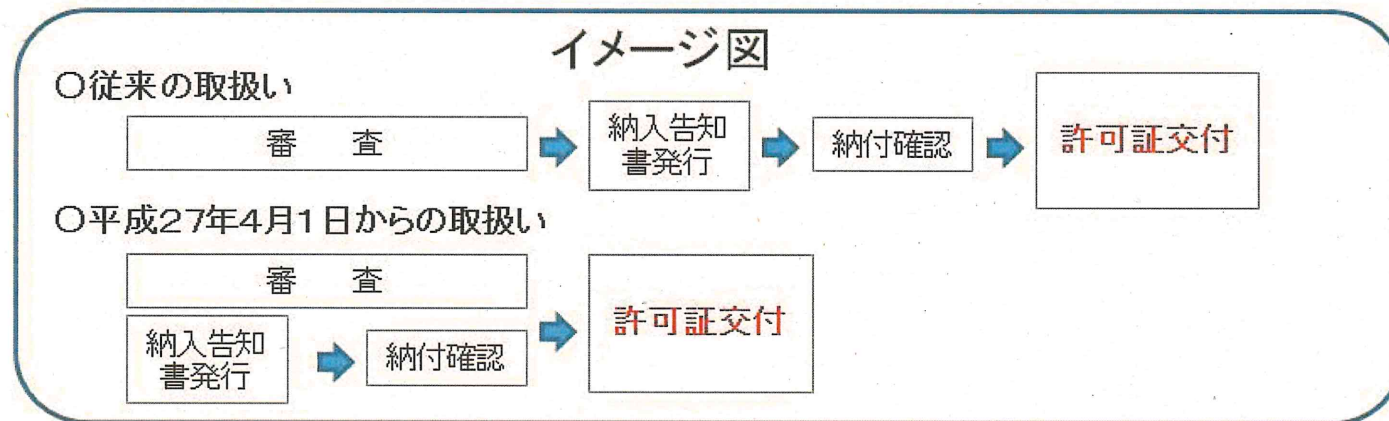
1 申請が不許可となっても、納付しなければなりません

手数料は、経路上に複数の道路管理者の管理する道路があり、各々の道路管理者の審査・許可が必要な申請を、提出先の道路管理者が代わりに協議(ワンストップ対応)するための実費です。(道路法第47条の2第2項～3項)

そのため、協議結果の如何を問わず、協議を有する内容の申請は納付が必要となります。

2 協議を開始した時点で、納入告知書を発行しています

これまで審査終了後に行っていた納入告知書(手数料納付書)の発行を、平成27年4月から申請書を受け付けてから形式審査を終了し、協議を開始した時点で発行しています。



これにより、許可証発行後～手数料納付済までの空白を解消し、許可証発行後すぐに通行ができるようになりました。(ただし、納入告知書の到達時点では協議先道路管理者からの回答が揃っておらず、まだ許可証をお渡しできない場合もあります)

なお、窓口で許可証の交付を受けられる場合は、従来通り、納付済の納入告知書(写しでも可)を窓口へ持参してください。

申請に係るお問い合わせ先など

申請の手続と制度については・・・

札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口

電話 011-611-4160（開庁日の8:30~17:15）※12:00~13:00を除く

FAX 011-611-4162

メール hkd-sp-info-tokusya@mlit.go.jp

住所 札幌市中央区北2条西19丁目 札幌開発建設部 4F

☆電話の他、ご来所いただいでの相談が可能です。

オンライン申請システムの操作方法や動作確認・電子申請書作成システムや
道路情報便覧及び付図表示システムなどの操作方法については・・・

特車運用事務局（ヘルプデスク）

電話 048-601-3220（開庁日の9:15~18:00）※12:00~13:00を除く

メール ktr-tokusya-info@mlit.go.jp

各種システムの操作マニュアルについては・・・

特殊車両通行許可オンライン申請PRサイト トップ画面右下の「メニュー」の「ダウンロード」

URL：<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>



ダウンロード

文字の大きさ 小 中 大

各種ダウンロード
操作マニュアル、オフラインツール、他